

## 平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム審査基準（案）

「大学・大学院における教員養成推進プログラム」の審査は、この審査基準により行うものとする。

### 1. 審査委員会における審査

審査委員会委員は、「大学・大学院における教員養成推進プログラム申請書」を基に行う書面審査に当たっては、平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム審査要項（以下「審査要項」という。）「審査方針」の各項目に留意して、「評価書」（別紙参照）を作成し、表1により評価を行う。

表1

区分	評価
4点A	この教育プロジェクトは、 <del>特非常に</del> 優れたものである。
3点B	この教育プロジェクトは、 <del>内容及び実施計画、特色、有効性、評価体制などのいくつかの点で、</del> <del>相当程度</del> 優れたものであるが見受けられる。
2点C	この教育プロジェクトは、 <del>内容及び実施計画、特色、有効性、評価体制などのいくつかの点で、選定する対象としてはある程度優れたものである</del> 不十分な点が見受けられる。
1点D	この教育プロジェクトは、 <del>選定する対象としては様々な点で優れたものがあり認められない</del> 不十分である。

### 2. 選定委員会における審査

選定委員会は、合議審査により審査委員会が作成した評価書を基に、表2により、「大学・大学院における教員養成推進プログラム」に相応しい教育プロジェクトを決定するとともに、各教育プロジェクトの選定結果に対する理由を決定する。

なお、審査に当たり、面接審査が必要となった場合には、選定委員会において、取扱いを決定の上実施する。

表2

区分	評価
	選定する。
×	選定しない。